

学校開放利用団体登録について

団体登録の自動更新はありません。

引き続き（次年度についての）登録を希望する場合には、申請が必要となります。

登録内容

1 登録団体の要件

社会教育関係団体の要件に準じます。

社会教育関係団体の要件

主として青少年及び成人に対して行われる組織的な社会教育・社会体育活動（レクリエーション活動を含む。）を目的とする団体であり、かつ、次の各号に該当するもの。

- 1 団体構成員が概ね5人以上で、その半数以上が市内に居住していること。
- 2 事業計画をたて、年間を通じて当該団体の目的達成のため、継続的に活動していること。
ただし、活動期間に制限がある場合は、活動期間内とする。
- 3 団体として、活動の目的及び組織を明確にし、広く市民に開かれ、誰でも加入できること。
- 4 次の行為を行わない団体であること。
 - ・ 営利を目的とした行為
 - ・ 特定の政党・候補者の利害に関する行為
 - ・ 特定の宗教の利害に関する行為
 - ・ その他公共の利益に反する行為

2 登録有効期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

年度途中からの登録も、有効期限は令和8年3月31日までです。

※ 夏休みや冬休みの学校閉庁日、投票所の開設、学校行事、工事、災害時の対応等で利用の中止をお願いする場合があります。あらかじめご了承ください。

登録申込

1 申請

「見附市学校開放利用団体登録（変更・取消）申請書」に必要事項を記載のうえ、「利用者名簿」を添付して、持参、郵送またはメール（ky-soumu@city.mitsuke.niigata.jp）で提出してください。

※メールの際は件名に「学校開放」と入力してください。受信後1週間以内に「確認しました」と返信いたします。返信が届かない場合はご連絡ください。（セキュリティ強化のためメールが届かない場合がありますので返信させていただきます。）

注1）未成年で構成されている団体については、保護者など成人の代表者・連絡者が必要です。

注2）同一の団体・構成員が、団体名を変えて新規に登録するのはご控えください。

注3）団体に確実に連絡が行きわたるよう、メールアドレスの登録と連絡のつく連絡者の登録をしてください。

メールアドレスの記載ミスや受信できないような設定になっているケースが多々ありますので、そのようなことがないようにお願いします。

2 提出期限

随時受付中

3 登録申込み先及び問合せ先

見附市教育委員会 教育総務課 電話 62-1700（内線412）

〒954-8686 見附市昭和町2丁目1番1号